

< 京銀でんさいサービスご利用規定 新旧対比表 >

改定後	現 行
<p>第3条（本サービスの内容）</p> <p>(1) &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(2) 本サービスの利用者は、次の各号に掲げる区分（以下「利用区分」といいます。）に応じて、当該各号に定める請求等を行うことができるものとします。</p> <p>、 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>保証利用 業務規程第2条第18号に規定する保証利用限定特約を付した利用契約で許容される電子記録の請求およびでんさいの記録事項等の開示の請求</p> <p>(3) &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>第38条（支払不能情報の照会）</p> <p>(1) &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(2) <u>前項の照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会を行うことができるものとします。</u></p> <p>(3) <u>第1項の申出にもとづく照会結果については、でんさいネット所定の書面により、当該請求者に対し通知します。</u></p> <p>第41条（記録事項等の開示の請求）</p> <p>(1)～(5) &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(6) 当行は、第4項および第5項の請求に係る開示結果を当該請求者に対し、当行またはでんさいネット所定の書面により、通知します。また、第4項および第5項の請求をした利用者および元利用者は、利用手数料を支払うものとします。</p> <p>(7) &lt;略、現行通り&gt;</p>	<p>第3条（本サービスの内容）</p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(2) 本サービスの利用者は、次の各号に掲げる区分（以下「利用区分」といいます。）に応じて、当該各号に定める請求等を行うことができるものとします。</p> <p>、 &lt;略&gt;</p> <p>保証利用 業務規程第2条第17号に規定する保証利用限定特約を付した利用契約で許容される電子記録の請求およびでんさいの記録事項等の開示の請求</p> <p>(3) &lt;略&gt;</p> <p>第38条（支払不能情報の照会）</p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>前項の申出にもとづく照会結果については、でんさいネットから、書面により、当該請求者に対し通知します。</u></p> <p>第41条（記録事項等の開示の請求）</p> <p>(1)～(5) &lt;略&gt;</p> <p>(6) 当行は、第4項および第5項の請求に係る開示結果を当該請求者に対し、当行所定の書面により、通知します。また、第4項および第5項の請求をした利用者および元利用者は、利用手数料を支払うものとします。</p> <p>(7) &lt;略&gt;</p>

(平成26年1月1日)

< 株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程 新旧対比表 >

改正後	現 行
<p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 ~ 十四 &lt;略、現行通り&gt; <u>十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第6項に規定する取引時確認および当社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</u> 十六 ~ 二十五 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(当会社の業務の内容) 第3条 当社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 ~ 八 &lt;略、現行通り&gt; 2 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(業務委託契約) 第7条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部(以下「参加金融機関業務」という。)を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 ~ 五 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p><u>附 則(平成26年1月1日改正)</u> (施行期日) 第1条 この規程は、平成26年1月1日から施行する。</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 ~ 十四 &lt;略&gt; (新設)  十五 ~ 二十四 &lt;略&gt;</p> <p>(当会社の業務の内容) 第3条 当社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 ~ 八 &lt;略&gt; 2 &lt;略&gt;</p> <p>(業務委託契約) 第7条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部(以下「参加金融機関業務」という。)を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 ~ 五 &lt;略&gt;</p> <p>(新設)</p>

< 株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則 新旧対比表 >

改正後	現 行
<p>(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第24号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 ～ 十一 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(支払不能情報の照会) 第50条 &lt;略、現行通り&gt; 2 規程第54条第1項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会をすることができるものとする。 3 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 &lt;略、現行通り&gt; 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。 一、二 &lt;略、現行通り&gt; 三 残高の開示 次に掲げる方法 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法 3、4 &lt;略、現行通り&gt; 5 第2項第3号 に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 ～ 三 &lt;略、現行通り&gt; 6 第2項第3号 および に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。 一 残高の基準日 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 7、8 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特例) 第57号 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第7項第1号に定める事項について、開示を請求することができる。 2 当会社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第7項第1号に掲げる事項を開示する。 3 &lt;略、現行通り&gt;</p> <p>附 則(平成26年1月1日改正) (施行期日) 第1条 この細則は、平成26年2月24日から施行する。</p> <p>【別表1(第56条第7項第1号 関係)】 &lt;表略、現行通り&gt;</p> <p>【別表2(第56条第7項第3号関係)】 &lt;表略、現行通り&gt;</p>	<p>(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第23号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 ～ 十一 &lt;略&gt;</p> <p>(支払不能情報の照会) 第50条 &lt;略&gt; (新設)</p> <p>2 &lt;略&gt;</p> <p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 &lt;略&gt; 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一、二 &lt;略&gt; 三 残高の開示 <u>窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</u> 3、4 &lt;略&gt; 5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 ～ 三 &lt;略&gt; (新設)</p> <p>6、7 &lt;略&gt;</p> <p>(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特例) 第57号 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第6項第1号に定める事項について、開示を請求することができる。 2 当会社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第6項第1号に掲げる事項を開示する。 3 &lt;略&gt;</p> <p>(新設)</p> <p>【別表1(第56条第6項第1号 関係)】 &lt;表略&gt;</p> <p>【別表2(第56条第6項第3号関係)】 &lt;表略&gt;</p>